

## 「知的財産推進計画 2026」の策定に向けた意見

法人・団体名：一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会

## ■意見の領域・分野

「知的財産推進計画 2025」重点施策

(A2) AI と知的財産権

## ■意見内容

(1) AI と知的財産権に関する対価還元の在り方について

政府の構想委員会の資料においては、AI と知的財産権に関する施策の今後の方向性として、「権利者への対価還元が促進される環境の構築」が挙げられておりますが、実務的に対応可能な環境の構築のため丁寧なご議論をお願い致します。

そもそも既存の知財関連法規及びその解釈によれば、対価支払や権利者の同意を要せずに著作物等の利用ができる領域も存在しており（例：著作権法第30条の4を根拠とする非享受目的の機械学習）、文化庁の「AI と著作権に関する考え方」においてもその旨確認されているところです。このような領域にまで、契約を事実上義務付けるような考え方が広まりますと混乱を招き、かえって利活用を阻害しかねませんので、環境の構築検討にあたっては既存の法規及び解釈を尊重頂き、それらを前提としたご検討及び情報のご発信をお願い致します。

その上で、仮に権利制限に該当しない利用について契約を行う場合や、権利制限にも該当しうる利用をあえて契約で行う場合等には、AI を用いた創作の好循環が作れる環境の構築を契約により実現することが重要と考えられるところ、今後は誰しもAI を活用し、創作者（権利者）もAI ユーザーとなる時代ですので、創作者と事業者が対立することなく、対価還元と利活用促進のバランスを考慮することが重要と考えます。

また、AI に用いられる対象は、関連法規の切り口では、著作物（著作権法）、営業秘密（不正競争防止法）、個人情報（個人情報保護法）、法的保護を受けないデータなど多岐にわたり、かつ権利者も多数存在します。著作物に限っても、画像、動画、音楽、文章、パンフレット、プログラムなど種類が幅広く一律に取扱うことは困難であり、対象に応じた検討が必要と思慮致します。

(2) AI と知的財産権に関する透明性確保の在り方について

先般政府が公表した「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」においては、AI 学習を行う事業者と、AI 学習において著作物等を利用される権利者との信頼関係を構築するため、「合理的な範囲で説明可能性を確保する」とされております。この点について、脚注では「学習データ等の開示が求められた際は、可能な限り対応することが望ましい」「技術的な制約によりAI の出力と学習データの関係性を特定することが困難な場合や、開示が求められた学習データ等が営業秘密に該当する場合などにおいても、まずは真摯に検討、協議することが期待される。」とされておりますが、当初案では、「事業者等の営業秘密や知的財産権の保護に配慮しつつ、過度に重い負担や情報開示を求めないように留意する」とされておりました。当委員会としては、この当初案の脚注の方向性に賛同します。

現在、その具体的な指針として、AI 時代の知的財産権検討会において「AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル型コード（仮称）」に関する議論が行われておりますが、この議論は、国内のAI 開発者やAI 提供者に広く適用される、極めて影響範囲の大きいものとなっております。コードの内容及びその運用が、AI 開発者やAI 提供者にとって「過度に重い負担」となることは、AI の利活用を促進するAI 法の理念を没却することにもなりかねませんので、ステークホルダーの意見を適切に集約し、合理的な内容のもの

としていただければ幸いです。

### (3) AI 利用発明の発明者の認定等について

AI 開発、特に大規模言語モデル (LLM) のような基盤モデルの分野では、豊富な資金力や人材を有する海外企業が開発をリードしています。これらの企業は、自社のクラウドサービスと AI を統合してエコシステムを形成し、多くの開発者や企業に利用されています。

こうした状況の中、日本の企業は多様な戦略を展開しています。業種特化型 AI、組み込み AI、あるいは安全性・信頼性を重視した AI ソリューションなど、特定の領域に注力して差別化を図る戦略はその一例です。一方で、国産の基盤モデル開発に取り組む企業も存在します。

日本の産業が持つ、各業種における現場に根差した業務プロセスへの深い理解 (ドメイン知識) は、AI を社会実装する上での強みとなり得ます。そのため、AI の導入効果を最大化するには、現場の具体的な課題に合わせたカスタマイズが重要となり、顧客企業との密な連携が求められます。

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会においては AI 利用発明の発明者の認定等について AI 開発者、AI 利用者といった役割・立場の観点から議論されています。日本の産業競争力を強化するためには、日本企業が安心して AI を開発し、利用できる環境を整える必要があります。AI を開発する企業と利用する企業との共創が今後さらに進むとみていますが、AI 利用発明の発明者の認定については様々なケースが出てくると考えられます。発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者を発明者とするこれまでの考え方に従った上で、現在の AI 開発・利用環境に即した事例集やガイドラインを整備することを要望いたします。

### (4) 生成 AI 技術の発達を踏まえた意匠制度上の適切な対応について

特許法との整合性に配慮しつつも、特許との保護客体の違いや、発明・創作の創出プロセスの違いも十分考慮した上で適切な対応の検討を要望いたします。また意匠については現状でも生成 AI を利用して作成されたデザインか否かを判別することは現実的には困難なケースも少なくありません。そのため、生成 AI の利用有無によって意匠制度上の取り扱いを区別する方向に限らず、今後生成 AI のデザイン創作への活用が大きく進展していくことも想定しつつ実務上運用可能な方針について幅広く検討いただくことを要望いたします。

### (5) AI と知的財産に関する統一的なガイドラインについて

AI と知的財産の関係について関係当事者が留意すべきポイントについて、文化庁、経済産業省、総務省、内閣府知的財産戦略推進事務局等がそれぞれの観点から複数のガイドラインやチェックリストを発出しているところ、各省庁が連携して法解釈及び AI ガバナンスの問題を幅広くカバーする統一的なガイドラインが策定されることを引き続き要望いたします。

## ■意見の領域・分野

「知的財産推進計画 2025」重点施策

(B3) 産業財産権制度・運用の強化

## ■意見内容

現行意匠制度において、保護対象となる画像 (GUI 等) と保護対象外であるコンテンツ画像とを切り分けた運用が定着している中で、コンテンツとも捉え得る仮想物品を新たに保護対象とすることにより、無用な混乱を招かないよう現行意匠制度との整合性にも考慮した慎重な議論を要望いたします。

また、仮想物品保護のニーズの中には、現実物品で培われたデザインに化体した市場での評価や信用自体の保護を期待するものもあり、これらについては周知性・依拠性を要件とした不正競争防止法・商標法や著作権

法での保護の検討がより現実に即している場合も考えられます。そのような観点から、不正競争防止法は既に一部改正されておりますが、引き続き仮想物品保護のニーズについては、その実態を深く捉え、保護の可能性や実効性、保護と利用のバランスの観点などから、意匠法に限定せず他法域も含めたあるべき総合的な知財制度の検討を要望いたします。

■意見の領域・分野

「知的財産推進計画 2025」重点施策

(C3) 新たな国際標準戦略

■意見内容

知的財産推進計画 2025 において、国際的な標準化、ルールメイキング活動を通じ、国際社会や我が国が抱える社会課題の解決に向けた日本の積極的な貢献、市場創出を先導する取り組みを強化していく方針を新たに打ち出したことを評価します。その実現に向け、司令塔機能の強化が謳われていますが、海外での標準化活動の連携パートナー候補分析やニーズ把握、国内における官民連携の場の設置といった限定的な内容に留まっています。新たな国際標準戦略のアウトカムである国際市場の創出や海外展開において、現地国との国家間での友好関係の構築、現地パートナーの開拓支援等、政府の先導への期待には大きいものがあります。知的財産推進計画 2026 における司令塔は、標準化、ルールメイキングはもとより、現地国との友好関係の構築、現地でのビジネスパートナーの開拓支援等、政府の具体的なアクションにまで踏み込んだ内容にアップグレードいただくことを要望いたします。

以上